

◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 高等学校</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第百条の三）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第七章～第十二章（略）</p> <p>第百条の二 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 修業年限が二年以上であること。</p> <p>二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。</p> <p>2 前項の基準を満たす高等学校の専攻科の課程を修了した者は、編入</p>	<p>目次</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条―第百条）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

（傍線の部分は改正部分）

学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した高等学校の専攻科における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができ。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。

第百条の三 前条第一項の基準を満たす専攻科を置く高等学校は、当該専攻科について、第百四条第一項において準用する第六十六条第一項の規定による評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該高等学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第八十一条、第八十八条の二、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条の二まで、第百一条第二項、第百二条、第

(新設)

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規定は、中等教育学校に準用する。

2 (略)

3 第八十一条、第八十八条の二、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第百一条第二項、第百二条、第百三

百三条第一項及び第四百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第三百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）

、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで、第八十二条及び第一百条の三の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、同条中「第一百零四条第一項」とあるのは、

「第一百零五条第一項」と読み替えるものとする。

2 〳 4 (略)

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第八十八条の二、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条の二まで並びに第四百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等

条第一項及び第四百四条第二項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条第一項中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第八十条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第八十条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第三百三十五条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）

、第五十四条、第五十九条から第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規定は、特別支援学校に準用する。

2 〳 4 (略)

5 第七十条、第七十一条、第八十一条、第八十八条の二、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百条の二まで並びに第四百四条第三項の規定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他の高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育

教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第二百五十五条 (略)

2 学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二(同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができもの(修業年限を三年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を三年以上とする高等学校の専攻科の課程を修了した者に限る。)

二〇七 (略)

第七十七七条 学校教育法第一百九条第二項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのは「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

第二百五十五条 (略)

2 (同上)

(新設)

一〇六 (略)

第七十七七条 (同上)

<p>一 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第五十八条の二（同法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの</p> <p>二〇七 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>一〇六 （略）</p>
---	--------------------------------

◎学位規則（昭和二十八年文部省令第九号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学士、修士及び博士の学位授与の要件）</p> <p>第六条 法第百四条第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち法第五十八条の二（法第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の</p>	<p>（学士、修士及び博士の学位授与の要件）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p>

規定により大学に編入することができるもの

三・四 (略)

五 其他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 (略)

二・三 (略)

四 其他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

2 (略)